イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

J_n　n 年度に発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再々特例債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

$K_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.04500

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

$K_{令6}$　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.04500

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

L　地下鉄事業続特例債の当該年度における支払利息のうち、当該地方債の年利率の 1.2 パーセントの範囲内で発行利率に相当する利率として計算した額として総務大臣が通知した額

M　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成元年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

N　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成 13 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

O　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄緊急整備事業債（大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

P　昭和 56 年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の 10 パーセントを出資する財源に充てるため昭和 58 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

Q_n　昭和 56 年度以降に建設された市町村営のニュータウン

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

J_n　n 年度に発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再々特例債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

$K_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.04500

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

L　地下鉄事業続特例債の当該年度における支払利息のうち、当該地方債の年利率の 1.2 パーセントの範囲内で発行利率に相当する利率として計算した額として総務大臣が通知した額

M　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成元年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

N　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成 13 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

O　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄緊急整備事業債（大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

P　昭和 56 年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の 10 パーセントを出資する財源に充てるため昭和 58 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

Q_n　昭和 56 年度以降に建設された市町村営のニュータウン